（訳文）

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1　転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2　協定第二条及び第三条の適用に当たり、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、協定の下では移転されないことが確認される。

3　協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

4　協定第五条に関し、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、協定の実施のために適当な国内の核物質計量管理制度の対象とされることが確認される。

5　協定第七条に関し、日本国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとることが確認され、また、大韓民国政府は、同条約の早期批准のため必要な措置をとるよう努め、同条約の批准の時から、同条約に従って適切な措置をとることが確認される。

二千十年十二月二十日に東京で

日本国政府のために　　前原誠司

大韓民国政府のために　　権哲賢

○外務省告示第四百十八号

平成二十三年一月二十日にハノイで署名された原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定について、ベトナム社会主義共和国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国政府はこれを平成二十三年五月十三日に受領した。我が国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を平成二十三年十二月二十二日に行い、ベトナム社会主義共和国政府はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第十五条1の規定に従い、平成二十四年一月二十一日に効力を生ずる。

平成二十三年十二月二十八日　　外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四百十九号

平成二十三年一月二十日にハノイで原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十三年十二月二十八日　　外務大臣　玄葉光一郎

（訳文）

合意された議事録

本日ハノイで署名された原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1　転換又は燃料加工の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2　両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3　協定第三条(b)に関し、ベトナム社会主義共和国は、同条(b)に規定する追加議定書の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び当該追加議定書の締結の時から当該追加議定書に適合するように行動することが確認される。両締約国政府が核物質、資材、設備及び技術の移転の条件（ベトナム社会主義共和国政府が当該核物質、資材、設備及び技術の使用に関する情報を提供すること並びにベトナム社会主義共和国における関係施設への日本国政府の要請に基づく同国政府による協議のための訪問を受け入れることを含む。）について書面により事前に合意する場合に限り、当該追加議定書の締結に先立ち日本国からベトナム社会主義共和国に当該核物質、資材、設備及び技術を移転することができる。

4　協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

5　協定第六条1に関し、日本国は、千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動することが確認され、また、ベトナム社会主義共和国は、同条約の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び同条約の締結の時から同条約に適合するように行動することが確認される。

6　協定第六条2に関し、ベトナム社会主義共和国の管轄内にある施設であって協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、ベトナム社会主義共和国政府は、国際原子力機関（以下「機関」という。）に対して当該事象を通報し、必要に応じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを接受し、並びにベトナム社会主義共和国において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

7　協定第七条に関し、日本国は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に適合するように行動することが確認され、また、ベトナム社会主義共和国は、同条約の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び同条約の締結の時から同条約に適合するように行動することが確認される。